

# 豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)中間検証の概要

## 中間検証の概要

豊中市では、平成 29 年(2017 年)3 月に改定した「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)」に基づき、市内の耐震化に向けて施策を進めています。今年度、計画改定から目標年次である令和 7 年度(2025 年度)までの中間年として、中間検証を行いました。これは、社会情勢の変化や耐震化の現状、これまでの施策の効果、大阪府の計画の中間検証を踏まえ、今後の効果的・効率的な耐震化への取組みについて検討したものです。

## 建築物の耐震化率の現状

### ■住宅

種類	令和 2 年度(2020 年度)推計	目標
木造戸建住宅	約 85%	令和 7 年度 (2025 年度)までに 95%
共同住宅等	約 94%	
合計	約 91%	

### ■多数の者が利用する建築物等(民間)

令和元年度(2019 年度)	目標
約 93%	令和 2 年度(2020 年度)までに 95%

### ■市有建築物(非木造で2階以上又は延べ面積 200 m<sup>2</sup>超の建築物)

種類	令和元年度 (2019 年度)	目標
小中学校・こども園	100%	学校施設:平成 29 年度 (2017 年度)までに 100%
その他 市有 施設	上下水道 施設除く (100%)※	市有建築物:令和 2 年度 (2020 年度)までに 100%
	上下水道 施設 (100%)※	

※耐震化率の( )内は令和 2 年度(2020 年度)末予定

## 今後の方向性

### (1) 住宅の耐震化について

- 住宅の耐震化率の目標は、引き続き令和7年度(2025年度)までに95%とします。
- 目標値に届かないことが予想される木造戸建住宅の耐震化を進める必要があります。
- 耐震化を検討するきっかけを逃さないように、診断から改修に至る手順の周知や補助制度の広報活動など、耐震化への認識を深めるための取組みを行います。
- 耐震化の費用の問題や補助申請手続きの煩雑さを解消するため、所有者の負担軽減の方策や利用しやすい制度の検討に取り組みます。

### (2) 多数の者が利用する建築物等(民間)の耐震化について

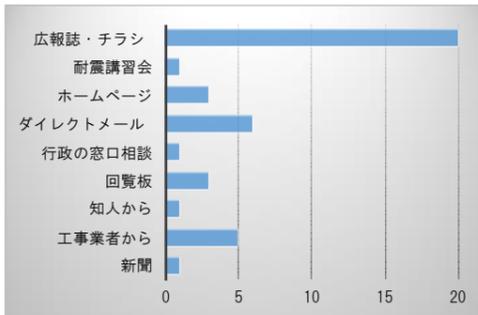
- 令和2年度(2020年度)までの耐震化率95%の目標にやや届かない見込みです。
- 用途ごとに目標や現状値の公表が各所管省庁において進んでいることから、それらを把握して耐震化の啓発を実施します。
- 耐震診断義務付け対象建築物については、特に耐震化の重要性が高いことから、進捗を確認しながら今後重点的に啓発に取り組みます。

### (3) 市有建築物の耐震化について

- 旧耐震基準で建設された建築物(棟数算定対象外の小規模な建築物、建替えや売却等の対象を除く)は、令和2年度(2020年度)末までに耐震化が完了する予定です。
- 非構造部材の落下物対策(天井の脱落防止等)、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図ります。特に非構造部材の特定天井について、計画的に耐震化を推進します。
- 市有建築物のコンクリートブロック塀について、総合的な安全対策を撤去等により推進します。
- 小中学校の開放型渡り廊下や屋外階段について、耐震診断に基づき計画的に耐震化を推進します。
- 棟数算定対象外の小規模な建築物は、建替え予定等を除き今後とも利用予定のある施設を耐震診断の対象とし、耐震性能が不足している建築物について計画的に耐震化を推進します。
- 老朽化や機能面等から長期的活用が難しい建築物については、複数施設の合築・集約化を行うことを検討の上、建替え等により耐震化を推進します。

## 豊中市の普及啓発の実績

- 木造住宅の戸別訪問による啓発
- ダイレクトメールの送付
- 木造住宅耐震相談コーナーの実施
- 分譲マンションセミナーの開催
- パネル展示(防災パネル展など)
- 広報誌への掲載
- ポスターの掲示
- 店舗等でのチラシの配布
- 建築関係団体の市ホームページへのリンク依頼



「耐震補助制度について何で知りましたか」  
令和元年度(2019 年度)のアンケート調査

## 目標達成のための具体的な取組み

### (1) 耐震化に向けた効果的な支援

- 災害に強いまちづくりをめざすために、所有者の負担軽減への支援を行います。
- 耐震補助制度を引き続き実施
- 代理受領制度の導入
- 耐震補助制度のパッケージ化

### (2) 耐震化へのきっかけづくり

- 所有者が耐震化の重要性を理解し、リフォームなど耐震化を検討する機会を逃さないよう普及啓発活動に取り組みます。
- 相談しやすい窓口
- 木造住宅の所有者に対する普及啓発
- 多数の者が利用する建築物等(民間)の所有者に対する普及啓発
- ブロック塀等の安全対策に向けた啓発
- 防災教育の推進

## コンクリートブロック塀等について

大阪府北部地震により発生したコンクリートブロック塀の倒壊による事故を踏まえ、市では以下の取組みを行いました。

- 通学路等のコンクリートブロック塀の目視調査と啓発
- 豊中市ブロック塀等撤去補助制度の創設
- 市有コンクリートブロック塀の撤去

## 耐震改修促進法の耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物として、大規模建築物(要緊急安全確認大規模建築物)、広域緊急交通路沿道建築物(要安全確認計画記載建築物)があり、これらの建築物の所有者に対して、耐震診断、所管行政庁への報告が耐震改修促進法によって義務付けられました。また、政省令改正により、建物に附属する一定の要件を満たすブロック塀等についても耐震診断、所管行政庁への報告が義務付けられました。

対象建築物のうち耐震性が不十分なものについて改修の必要性を啓発するため、所有者への文書・パンフレットの送付や戸別訪問による啓発、国や大阪府の補助制度を周知します。また、大阪府の広域緊急交通路沿道に係る耐震コーディネーター派遣制度の活用を促進します。